

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年6月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500577号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600011号

第1 結論

請求者のA社における令和5年5月31日の標準賞与額を8万7,000円に訂正することが必要である。

令和5年5月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年5月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年5月31日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿、支給明細書及びインターネットバンキング振込受付状況リスト並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賃金台帳等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から8万7,000円の標準賞与額に見合う賞与(8万7,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(7,960円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役又は経理や社会保険事務に係る担当者であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響力を持っていたか否

か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述によると、請求者の担当業務は営業であって、社会保険関係の事務には直接関わっていないとしている。

また、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、上述の社会保険事務担当者は、請求期間当時は電子申請を始めた頃であり、役員の賞与は支払がある年とない年があるため、賞与支払届の提出を失念した旨陳述している。

さらに、日本年金機構は、A社は社会保険料の滞納事業所となっていない旨回答している。

これらのことから、請求期間の賞与については、代表取締役である請求者が意図的に届出を行っていなかったものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳等により確認できる支払額及び厚生年金保険料控除額から8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500578号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600012号

第1 結論

請求者のA社における令和5年5月31日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

令和5年5月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年5月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年5月31日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿、支給明細書及びインターネットバンキング振込受付状況リスト並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賃金台帳等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から7万円の標準賞与額に見合う賞与(7万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(6,405円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述によると、請

求者の担当業務は営業であって、社会保険関係の事務には直接関わっていないとしている。

また、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、上述の社会保険事務担当者は、請求期間当時は電子申請を始めた頃であり、役員の賞与は支払がある年とない年があるため、賞与支払届の提出を失念した旨陳述している。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳等により確認できる支払額及び厚生年金保険料控除額から7万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500579号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600013号

第1 結論

請求者のA社における令和5年5月31日の標準賞与額を11万2,000円に訂正することが必要である。

令和5年5月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年5月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年5月31日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿、支給明細書及びインターネットバンキング振込受付状況リスト並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賃金台帳等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から11万2,000円の標準賞与額に見合う賞与(11万2,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万248円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述によると、請

求者の担当業務は営業及び店舗管理であって、社会保険関係の事務には直接関わっていないとしている。

また、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、上述の社会保険事務担当者は、請求期間当時は電子申請を始めた頃であり、役員の賞与は支払がある年とない年があるため、賞与支払届の提出を失念した旨陳述している。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳等により確認できる支払額及び厚生年金保険料控除額から11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500779号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600014号

第1 結論

- 1 請求者のA社(請求期間①当時は、B社)における標準賞与額について、令和2年7月10日は17万9,000円、令和2年12月4日は35万7,000円に訂正することが必要である。

令和2年7月10日及び令和2年12月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年7月10日及び令和2年12月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額について、令和2年7月10日は17万9,000円から24万円、令和2年12月4日は35万7,000円から48万円に訂正することが必要である。

令和2年7月10日及び令和2年12月4日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年7月10日

② 令和2年12月4日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録において標準賞与額の記録がないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社から提出された支給控除一覧表及び入出金明細照会(以下、併せて「支給控除一覧表等」という。)により、請求者は、同社から請求期間①は24万円、請求期間②は48万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は24万円、請求期間②は48万円)の支払を受け、請求期間①は17万9,000円、請求期間②

は 35 万 7,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 1 万 6,296 円、請求期間②は 3 万 2,592 円）を事業主より当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 17 万 9,000 円、請求期間②は 35 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の令和 2 年 7 月 10 日及び令和 2 年 12 月 4 日の賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、支給控除一覧表等で確認できる賞与額に相当する標準賞与額（請求期間①は 24 万円、請求期間②は 48 万円）は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額（請求期間①は 17 万 9,000 円、請求期間②は 35 万 7,000 円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等で確認できる賞与額から請求期間①は 24 万円、請求期間②は 48 万円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。